

「共感」・「協奏」・「変革」

ともにつくる東北。

中堅・中小企業の賃上げ支援策について

令和7年1月
東北経済産業局

目次

1. 賃上げ

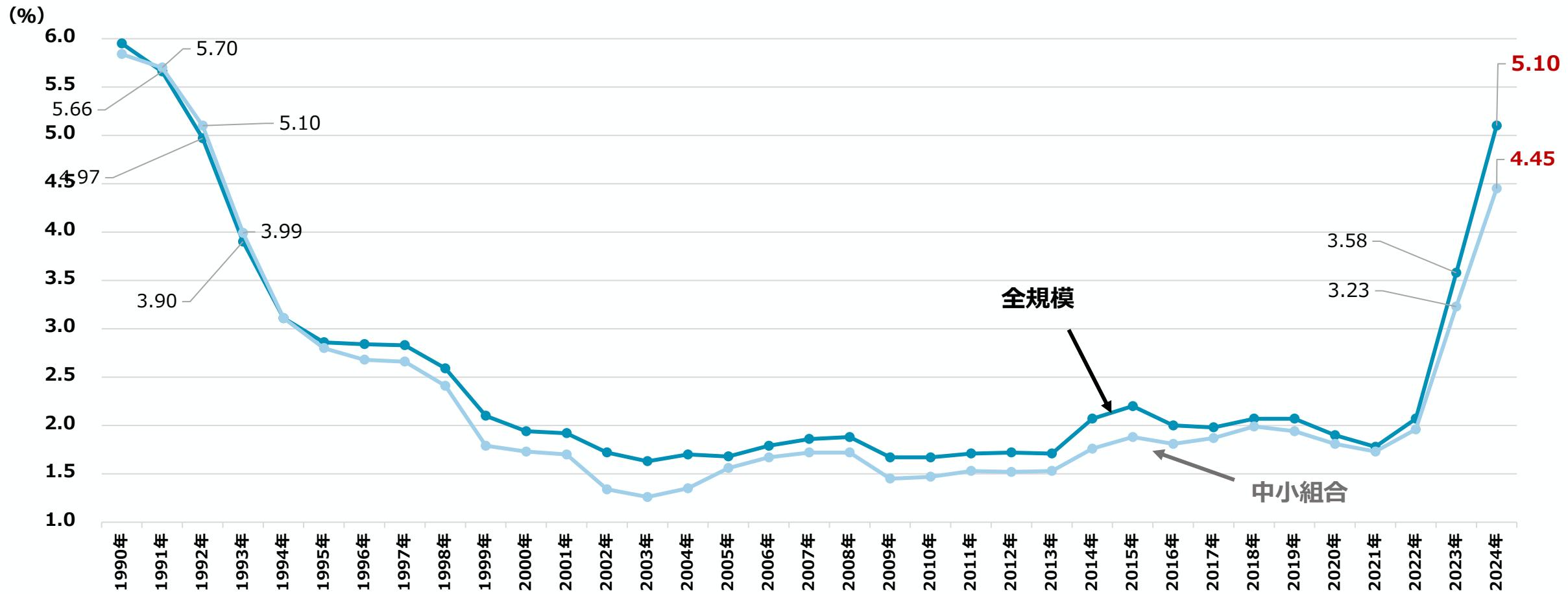
①賃上げの環境整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上
- ・賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

賃上げの現状

- 2024年の春期労使交渉の賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1991年以来33年ぶりの高い伸び。中小組合は4.45%。



※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の組合。

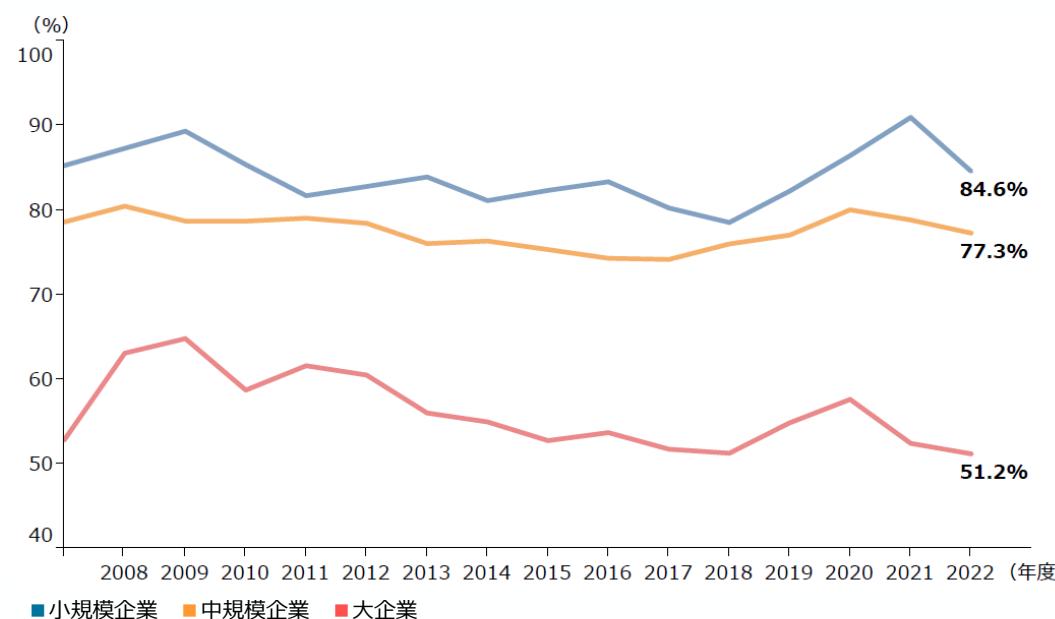
※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。

（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

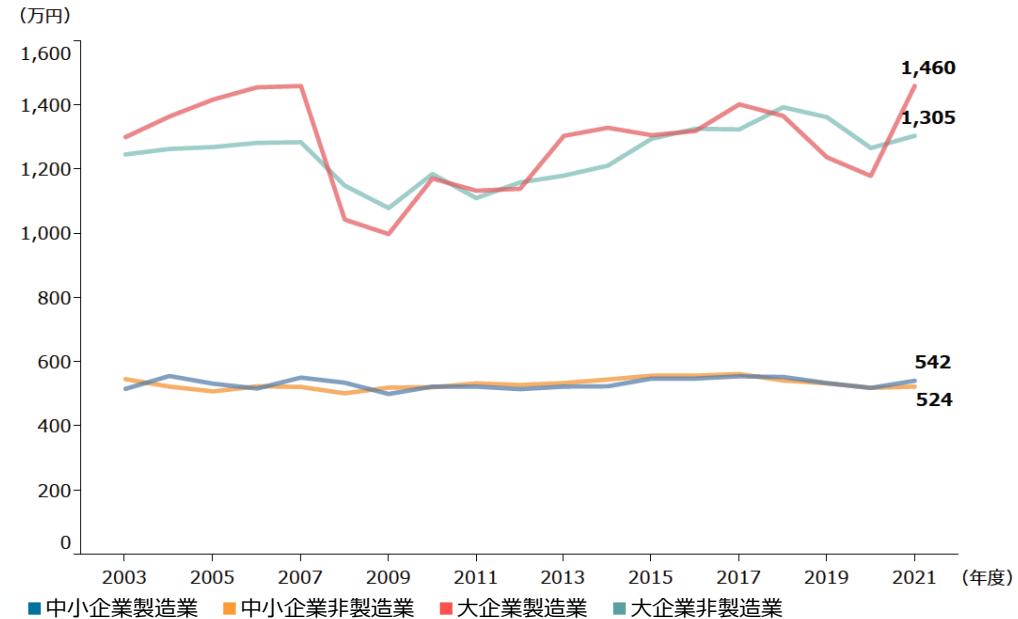
中小企業の賃上げ原資の確保に向けた「稼ぐ力」の強化

- 中小企業の労働分配率は大企業に比べて非常に高く、既に80%超えており、労働生産性も低迷。
- 中小企業の賃上げの原資を確保するには、国内外の需要開拓や新分野展開のための成長投資、省力化やデジタル化など生産性向上のための投資を通じて、「稼ぐ力」を伸ばすことが必要。

労働分配率の推移（企業規模別）



従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。
2. ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。
3. 付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）+人件費（役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費）+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。
4. 金融業、保険業は含まれていない。

資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

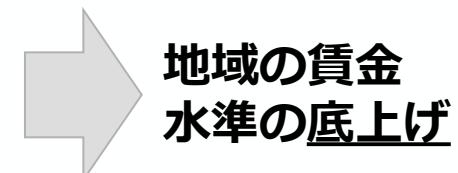
持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、金利上昇、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- このため、今般の補正予算においては、（1）地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、（2）地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施。

【新規等】

価格転嫁対策の更なる
徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 「9月価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金
水準の底上げ

【拡充】

生産性向上や省力化投資
等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充
(ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等)
- 中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）の継続
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金
水準の底上げ

【制度】

「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す
企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設
(売上高100億企業の創出等を強力に後押し)
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金
水準の引上げ

取引適正化に向けた施策ツール

- ・ 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- ・ このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

1) 法律の厳正な執行

- ①下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ②下請振興法(望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。)

2) 実態把握・相談対応

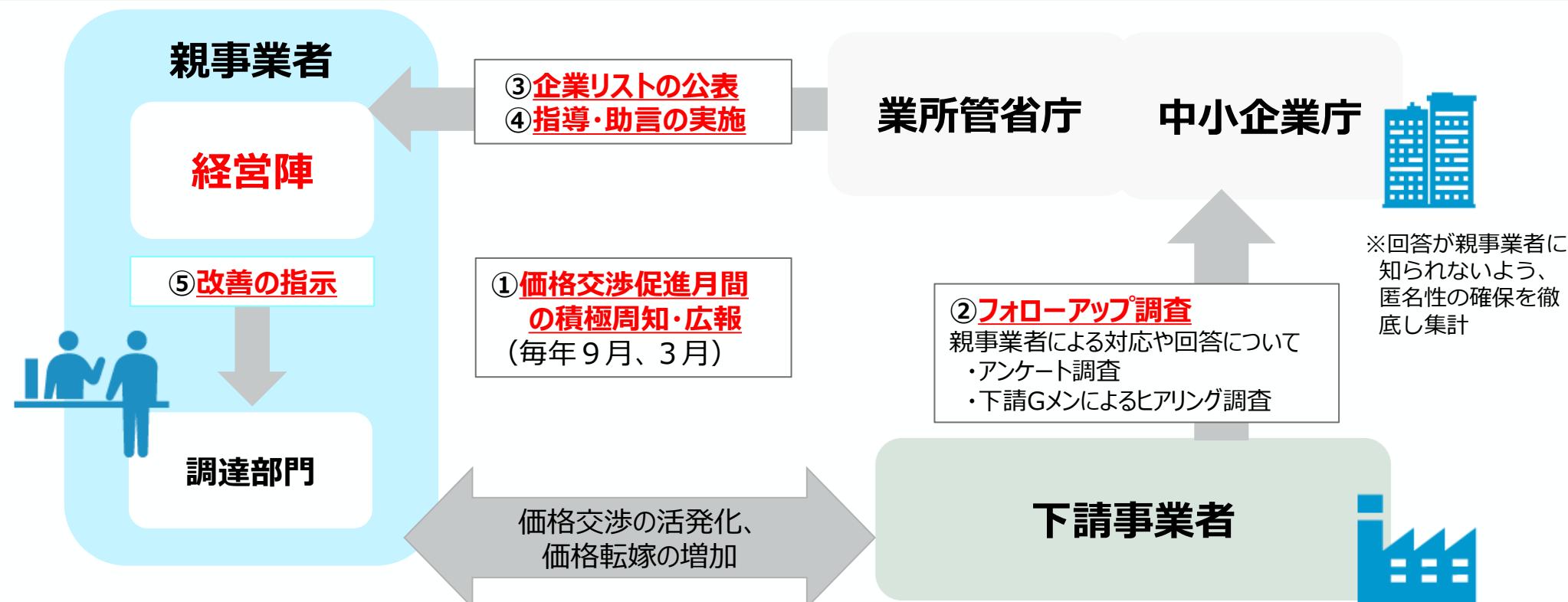
- ①下請Gメン (R5:300名→R6:330名)によるヒアリング（年間約13,000件）
- ②知財Gメンによるヒアリング
- ③全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応（年間約12,000件）

3) 業界への働きかけ

- ①業種別ガイドライン（20業種）自主行動計画（29業種・79団体）
- ②価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言（57,000社超）

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
 - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査（30万社）」、②下請Gメンによるヒアリングを実施し、結果を取りまとめ。
 - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。今年9月には、7回目の「価格交渉促進月間」を実施。



2024年9月 價格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。
調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

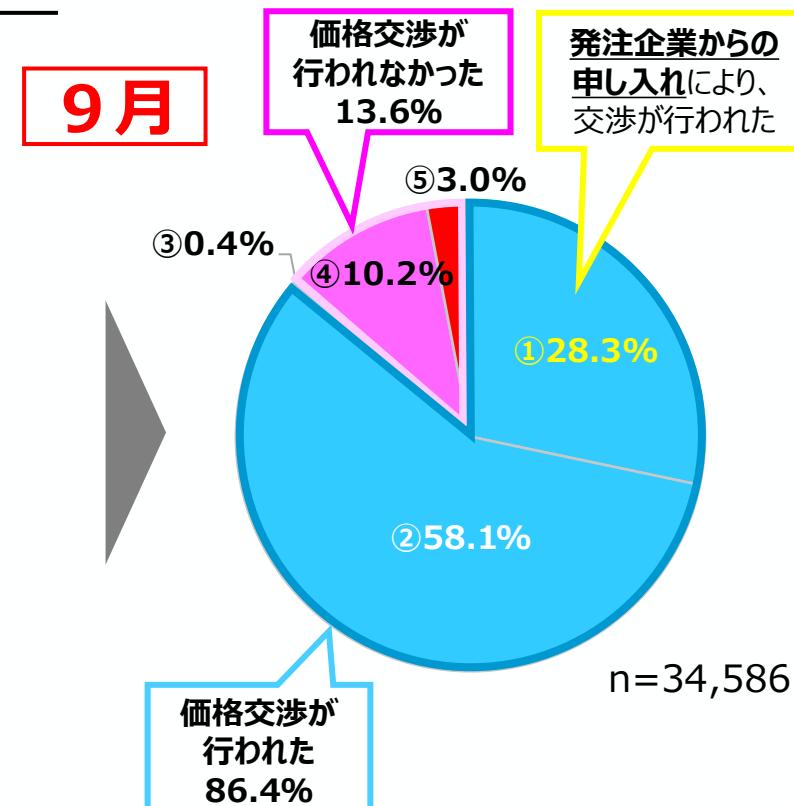
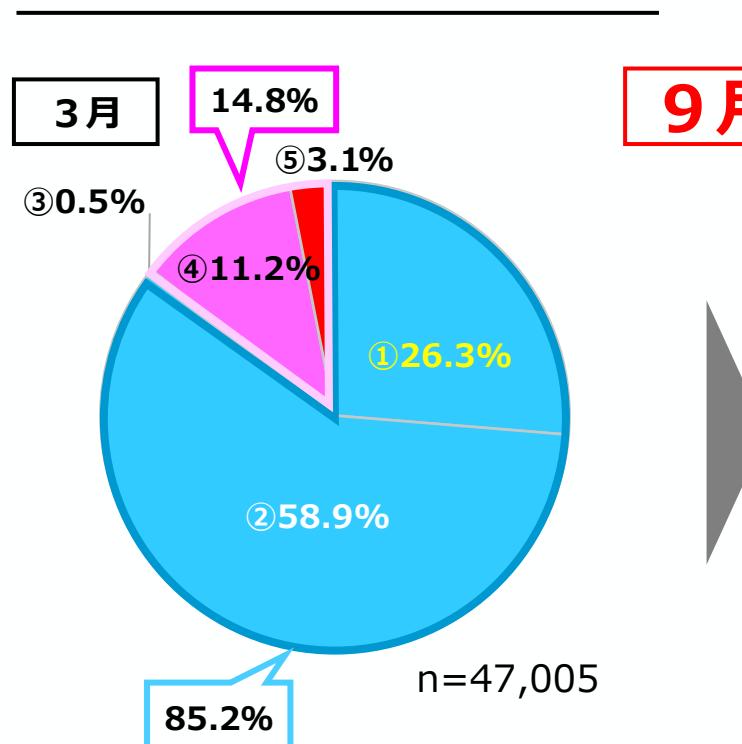
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の28.3%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約1ポイント増の86.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。
 - ▶ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1.5割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



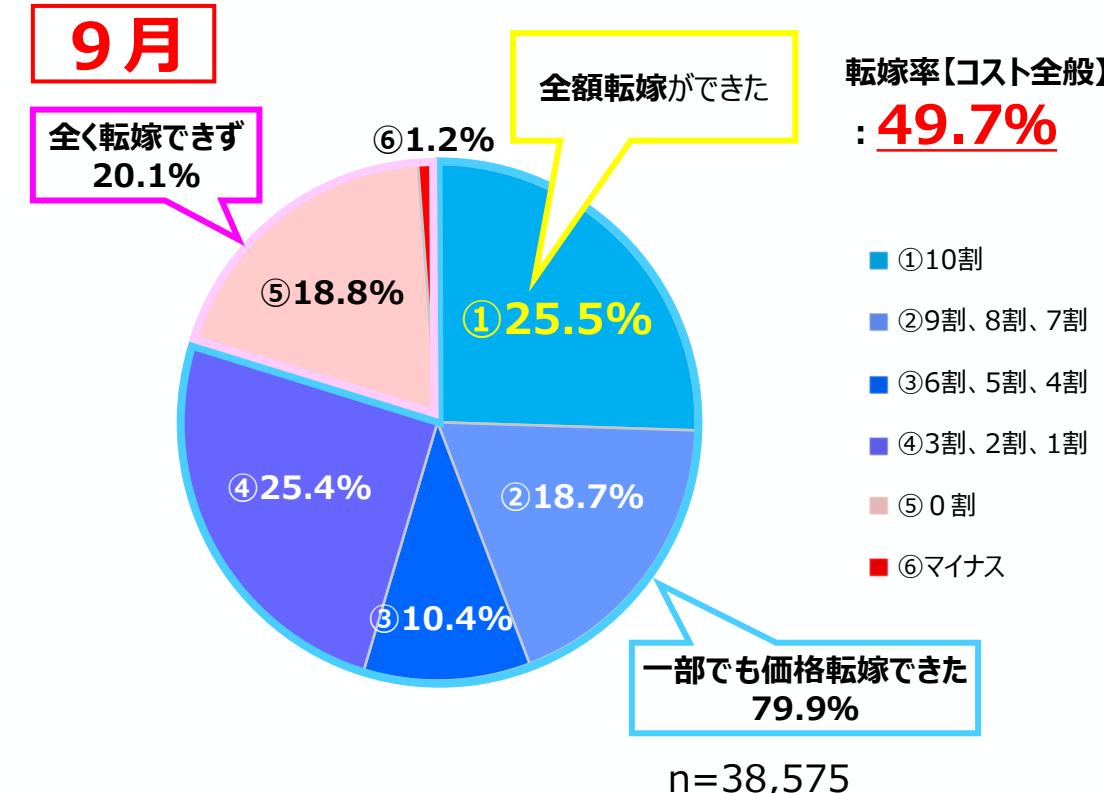
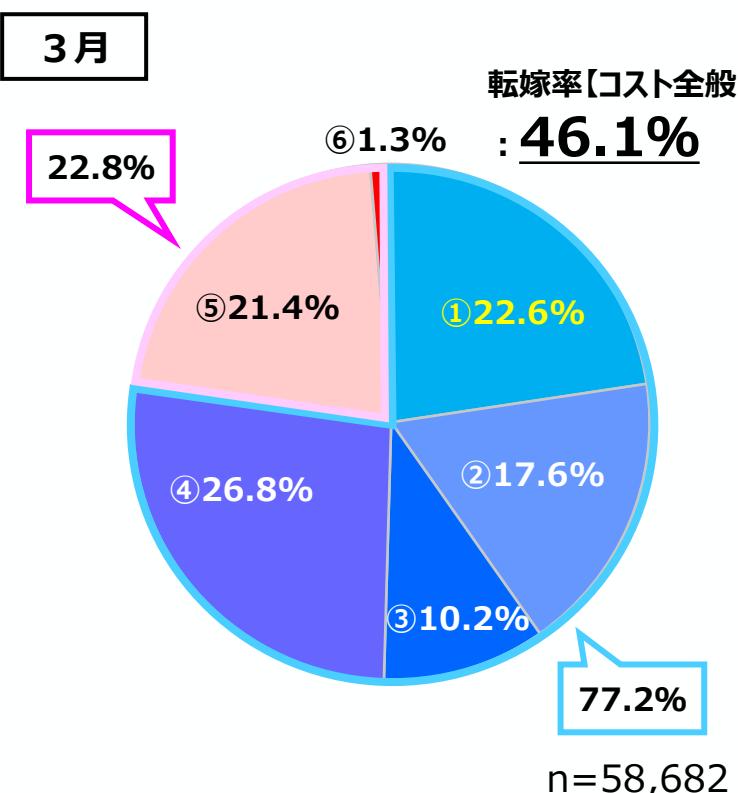
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた。

価格転嫁の状況【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

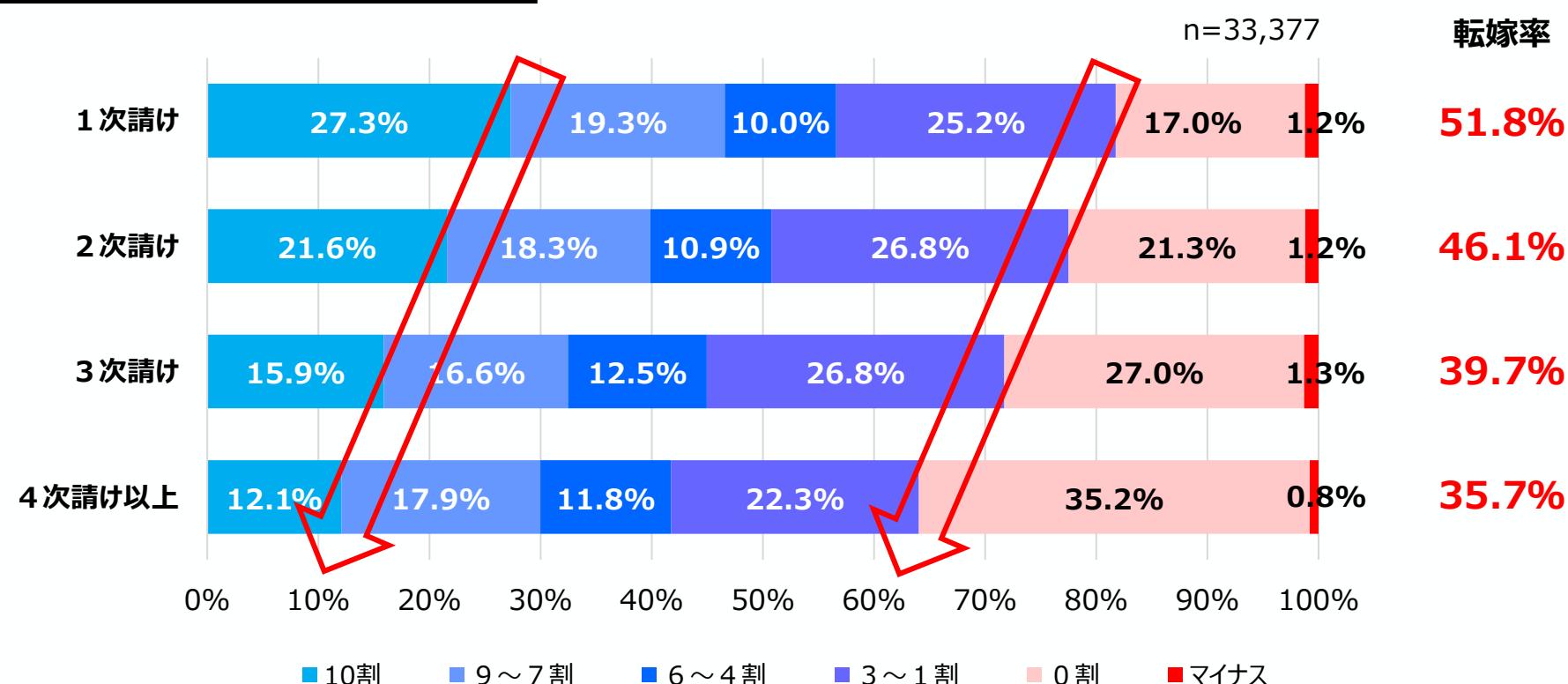


(参考) サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (51.8%)に対し、4次請け以上の企業は35%程度
- 特に、4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く (36.0%)に上る。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向。
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



価格交渉・価格転嫁の好事例

発注側

- 原材料費・エネルギーコスト・人件費等が高騰している状況を踏まえ、**発注企業**から、**価格交渉を申し出てほしい旨の連絡**を受け、記入例も提示してもらえた。（金属ほか）
- パートナーシップ構築宣言を行っている取引先から、労務費指針に沿って**価格交渉に応じる旨の通知**を受けて価格交渉を行った。（機械製造ほか）
- 取引先から価格交渉に当たって、原材料やエネルギー、労務費のコスト上昇分についての**取引価格への反映に係る計算書の提案**があって、十分な協議により価格転嫁もできている。（自動車）
- 取引先の最上位企業の方針を受けて、**毎年2回の価格交渉**に応じてもらっており、価格転嫁も納得のいく金額であり良好な関係にある。（産業機械）
- **年4回の価格協議が定例化**され、交渉の1ヶ月まえに提出した見積もりにより円滑な協議と価格改定が行われている。（食品製造）

受注側

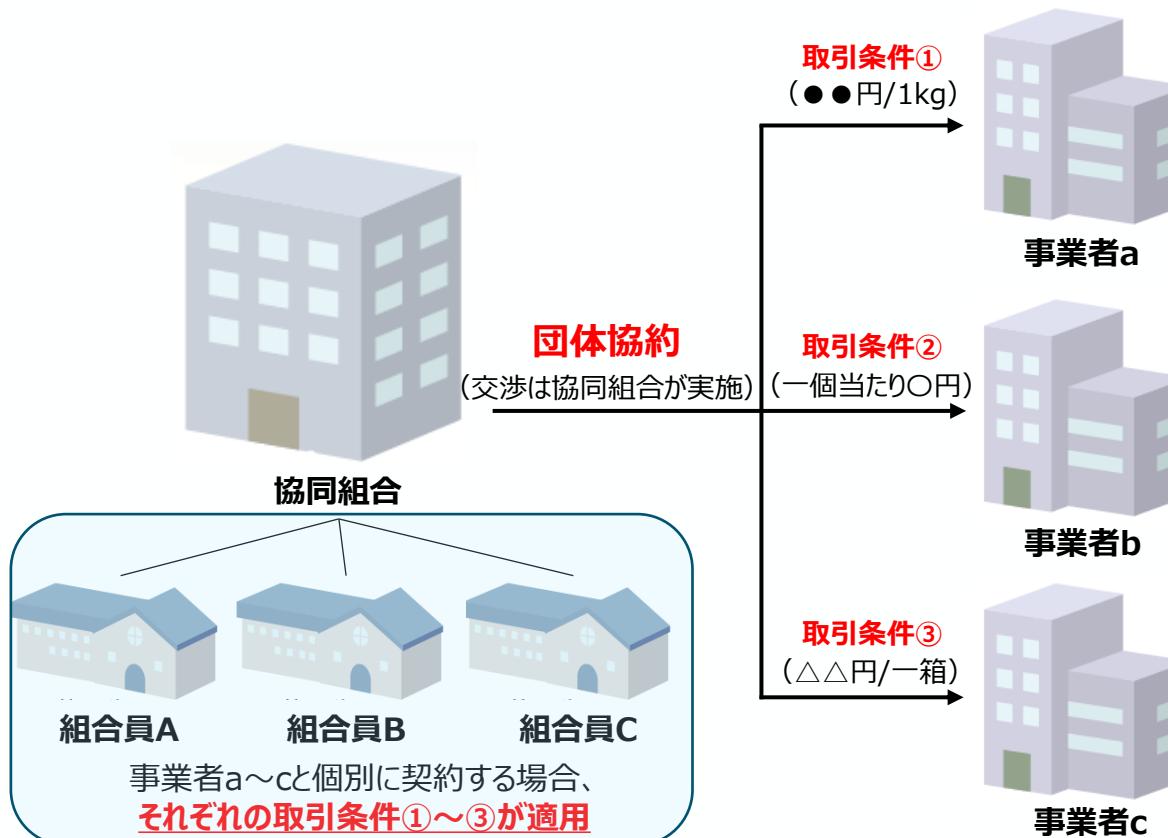
- 綿密な原価計算を行い交渉を行うことで取引先から厚い信頼を受けており、価格転嫁にも概ね応じてもらっている。（建設業）
- 取引価格に関する原材料価格やエネルギー価格等の**コスト変動についての算定方式の合意**を取り付け、四半期ごとに取引価格を改定している。（機械製造）
- 収益が悪化しているが、**多数の商品と取引先**があり対応に苦慮、**よろず支援拠点の指導**を受けて、原価管理の上で収益に大きな影響のある**重点の商品・取引先**から順次**価格交渉**を進めている。（食品）
- 契約時から**労務費を含むコスト上昇分**について協議により価格改定しているほか、**福利厚生費**についても価格に織り込んでもらった。（建設業）
- **原材料価格の上昇**により自社の強みとする食料品の**収益が悪化**したため、**よろず支援拠点**に相談し、一部機械設備の導入を図るとともに**不足分は値上げ**を行ったところ、周辺の店舗も値上げに追随した。（飲食店）

団体協約について

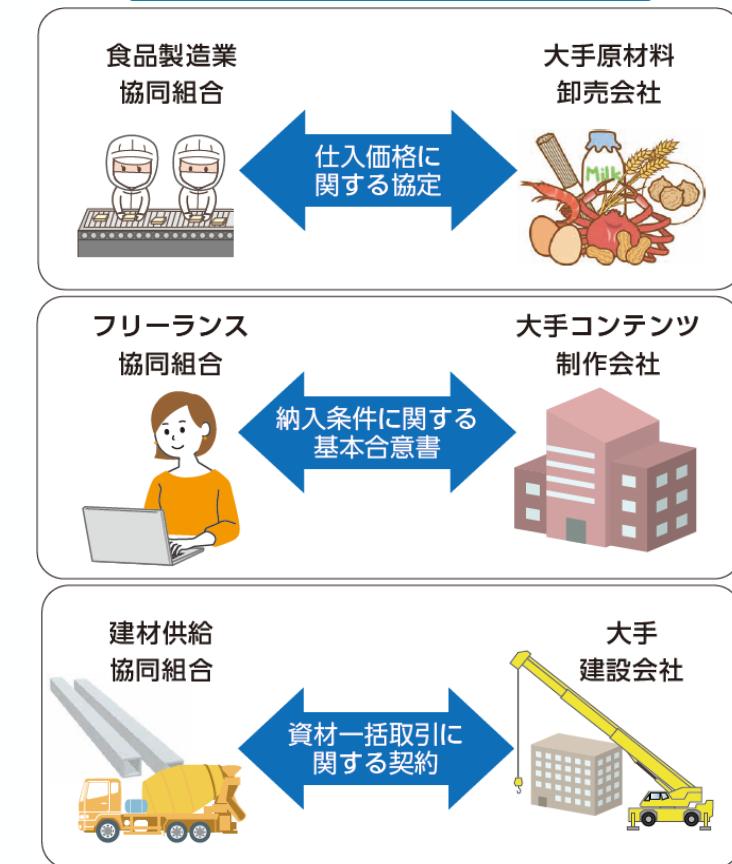
中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合等は、組合員と取引関係にある事業者等と、**取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約**を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。

また、団体協約の効果は構成員たる組合員に対して直接及び、組合員と団体協約を締結した事業者との契約のうち、**団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされる。**

団体協約制度の概要



団体協約の締結例



団体協約に関するパンフレット

昨年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用 (中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

団体協約等締結の要件・効果

- ◆団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合(商工組合においては「組合協約」)です。
- ◆団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆団体協約を締結する前に、その内容を組会に説明し承認を得おく必要があります。
- ◆団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

◆中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	043(306)3281
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	052(485)6811
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195
滋賀県中小企業団体中央会	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	077(623)3042
滋賀県中小企業団体中央会	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	075(708)3701
奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4371 連携支援課 06(6947)4372 連携対策課
兵庫県中小企業団体中央会	078(331)2045
和歌山県中小企業団体中央会	073(431)0852
鹿児島県中小企業団体中央会	0857(26)6671
壱岐県中小企業団体中央会	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	098(860)2525
政策企画部 全国中小企業団体中央会	03(3523)4902 振興部 03(3523)4905

○中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03(3501)1763

○独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03(3581)5483

○組合又は組合員による個別具体的な取組みの独占禁止法上の懸念について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室 03(3581)5481

2023.7.20 発行

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。

1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

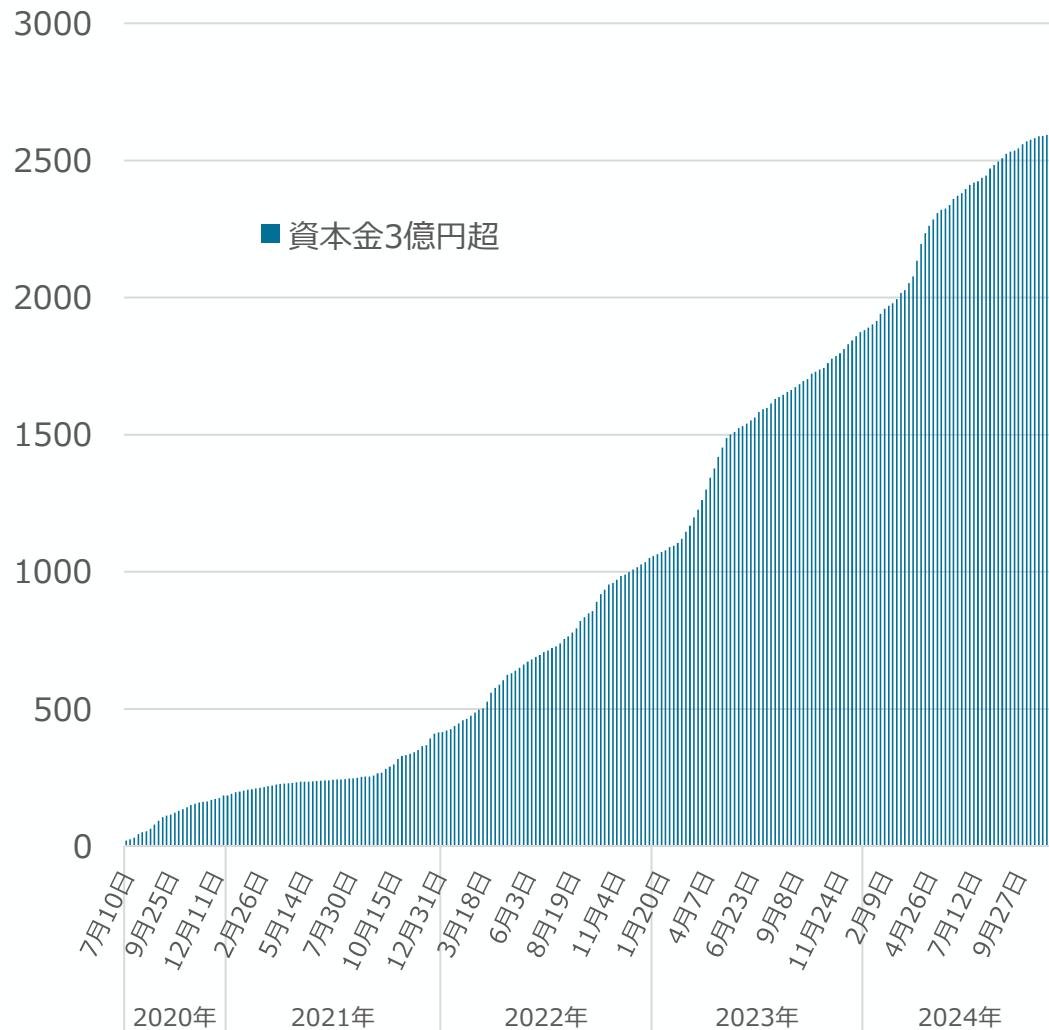
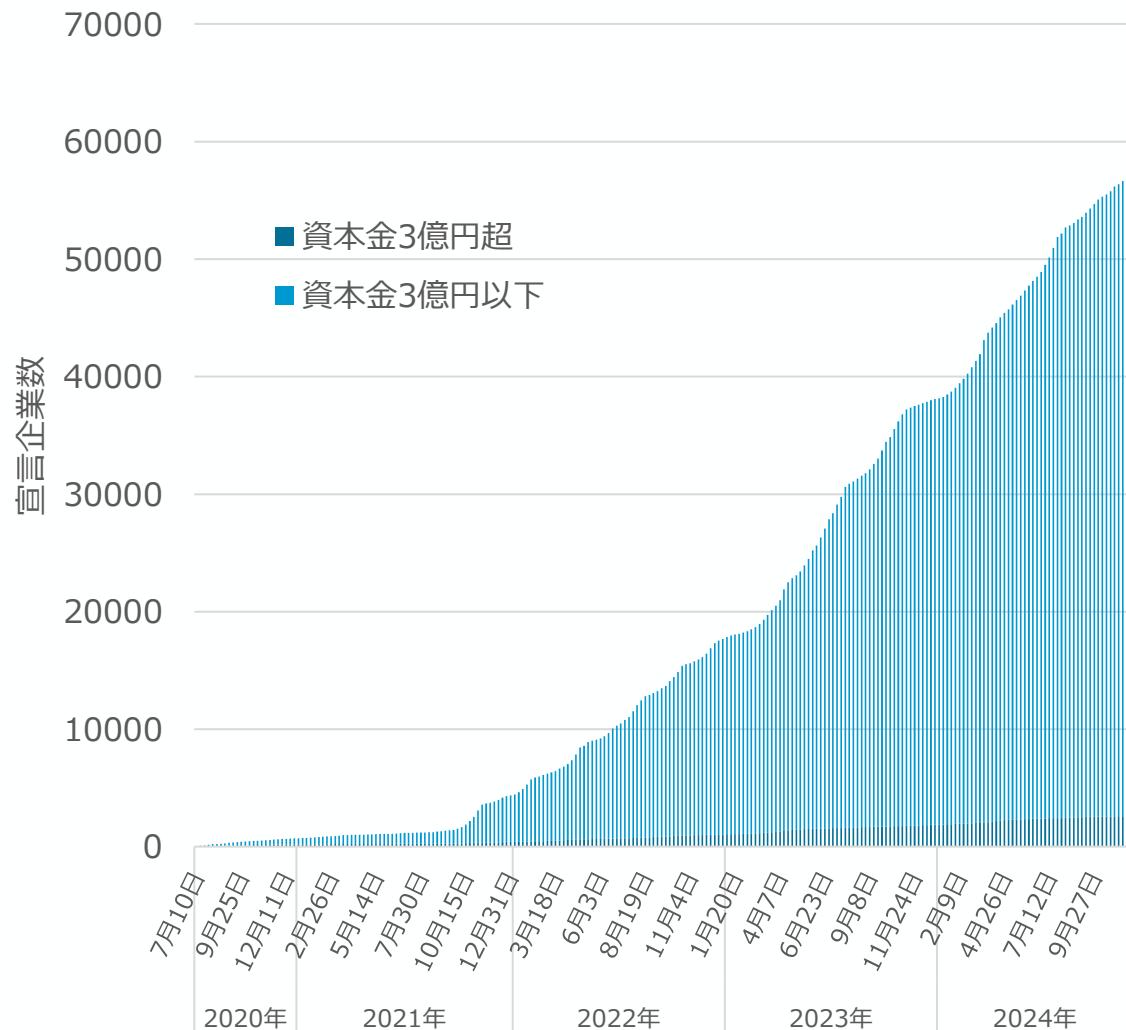
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2024年11月29日時点で57,170社が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は2,607社）

■宣言数の推移



目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上
- ・賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ 注文型	5人以下 200万円 (300万円) 6~20人 500万円 (750万円) 21人以上 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

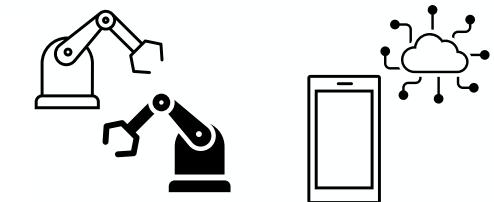
カタログ注文型

- ・自動券売機
- ・無人搬送車



一般型

- ・カスタマイズ機器
- ・ソフト+ハード



中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室

(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

(2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

(4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

(5) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）

事業承継・M&Aに際し、設備投資等や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援する。

(6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上
- ・賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

令和6年度税制改正

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後 【措置期間：3年間】

全企業 ※1	継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%						
+ 4 %	15%						
+ 5 %	20%		+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん o r プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
+ 7 %	25%						

改正前 【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%			
+ 4 %	25%			
—	—	+ 20%		
—	—		5 % 上乗せ	30%

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%						
+ 4 %	25%		+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん o r えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%

中小企業 ※3	全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%						
+ 2.5 %	30%		+ 5%	10% 上乗せ	くるみん o r えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能^{※8}。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当たる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業はマルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上
- ・賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

よろず支援拠点について

- 平成26年に、中小企業・小規模事業者等が、「無料」で「何度でも相談が可能」な「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。
- 当時、中小企業・小規模事業者には「自社の課題が明確化されておらず、質問をしたいが、誰に質問して良いか分からぬい」、また、支援機関には「多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在」との課題が存在。
- このため、よろず支援拠点は、（1）ワンストップ機能、（2）コーディネート機能、（3）高度な経営アドバイス機能の3機能を担うこととした。

よろず支援拠点の3機能

（1）ワンストップ機能

「どこに相談したらよいのか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対して、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、的確な支援機関（地域の士業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

（2）コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題について、商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

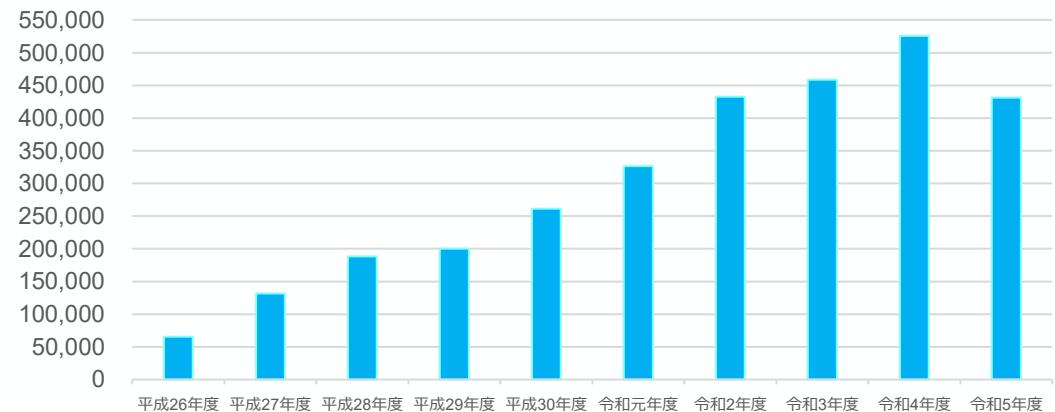
（3）高度な経営アドバイス機能

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与えるとともに、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援を行う。

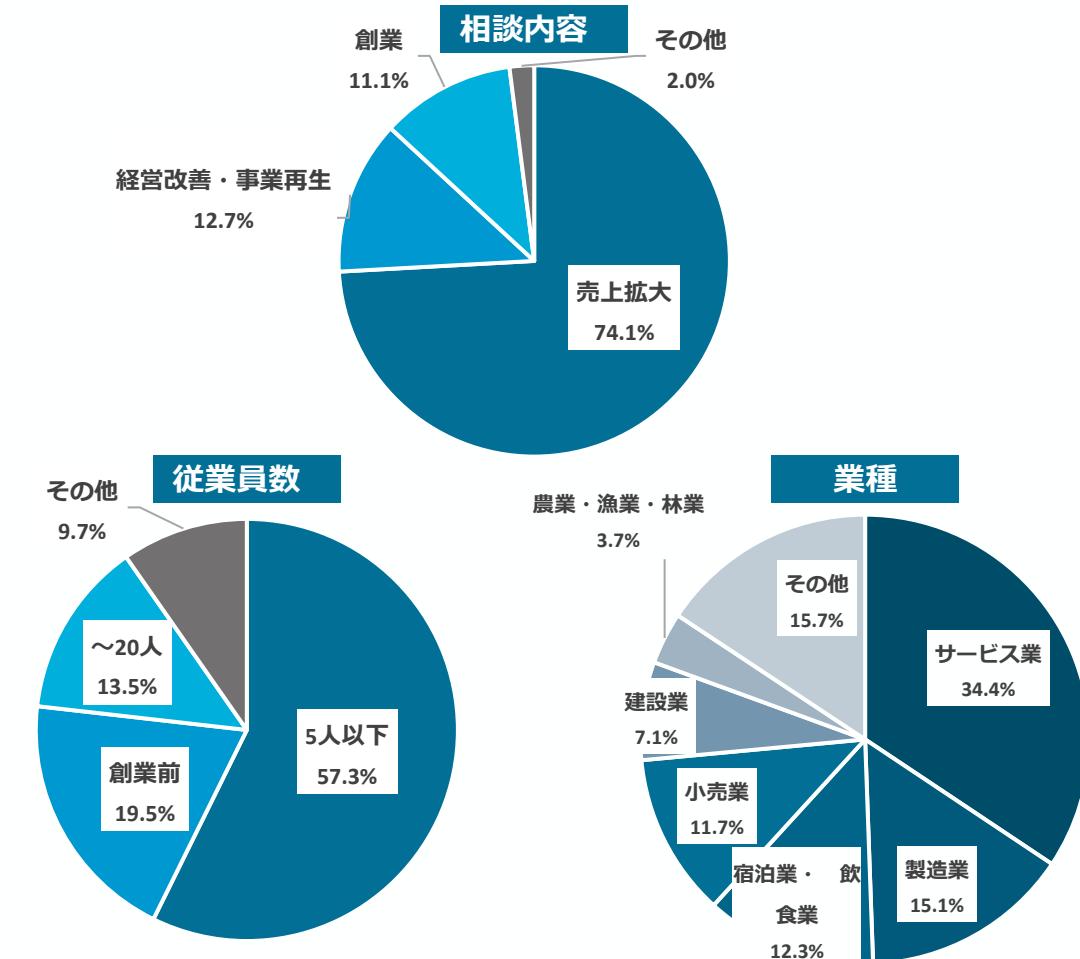
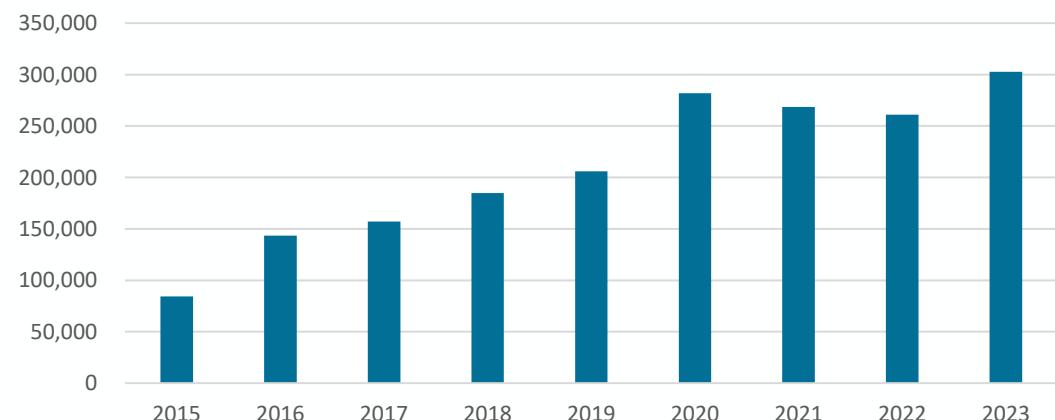
よろず支援拠点の現状

- 平成26年度に事業を開始し、令和6年度で創設から10年が経過。知名度の向上により、年々相談件数は増加。令和5年度は40万件強の相談対応を行った。
- 売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の様々な経営課題に対応。
- 小規模事業者を中心に、様々な業種の事業者からの相談に対応。

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



（参考）相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移



※ 相談内容・・・相談対応件数ベース。

※ 従業員数、業種・・・名寄せ後の事業者数ベース。